

一般社団法人ことば
定 款

平成 28 年 9 月 28 日 作成
平成 28 年 10 月 3 日 公証人認証

平成 28 年 10 月 3 日 設立
令和 2 年 5 月 15 日 変更
令和 5 年 5 月 17 日 変更

一般社団法人ことば 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ことばと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(公告の方法)

第3条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、災害や少子化、及び過疎化の影響により異世代間交流の機会が少ない子どもたちに対し、積極的な交流活動を行うことで、子どもたちの社会性や対人関係能力を育成し健全で心豊かな成長に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) ロールモデル提供事業
- (2) キャリア支援事業
- (3) 教育評価軸の作成事業
- (4) イベント企画コーディネート事業
- (5) 目的達成に必要なイベント、セミナー等の企画、開催に関わる事業
- (6) その他前各号の目的に資するために必要な事業

第3章 社 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体であって次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(社員の資格取得)

第7条 当法人の社員になろうとする者は、当法人所定の申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名に関する事項
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、社員総会において出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議決及び報告の省略)

第19条 理事、監事及び社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案の可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記する。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 出席した代表理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(顧問)

第21条 当法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することとその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事(業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。)又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があったときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議決及び報告の省略)

第36条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案の可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を理事会に報告することを要しないことにつき理事の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の理事会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記する。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 出席した代表理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第7章 運営組織

(事務局)

第39条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(学生組織等)

第40条 当法人は、事業の円滑な運営を図るため、社員総会の議決を経て、必要に応じた学生組織及びプロジェクトチーム等の運営組織を設置することができる。

2 その組織運営に関して必要な事項は、理事会の議決をもって別に定める。

第8章 基金

(基金の抛出等)

第41条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 計算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が書類を作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所等に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の書類のほか、監査報告を事務所等に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(余剰金の不分配)

第45条 当法人は、余剰金の分配を行わない。

第10章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第50条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	佐藤俊介、谷田川雅基、足立壮太郎
設立時代表理事	佐藤俊介
設立時監事	巖岩千裕

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第51条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所	千葉県市川市南八幡四丁目十五番十六-九〇三号 (トップアイランドコーポ)
設立時社員	佐藤俊介
住所	東京都中野区弥生町一丁目三十八番十号
設立時社員	谷田川雅基
住所	岩手県盛岡市三ツ割五丁目十八番十七号
設立時社員	巖岩千裕

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ことばの設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年9月28日

設立時社員 佐藤俊介 (印)

設立時社員 谷田川雅基 ㊟

設立時社員 襲岩千裕 ㊟